

白山市監査公表 第11号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年12月4日

白山市監査委員 丹 保 昭
同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

（平成18年10月18日請求）

《千代尼像の移設及び千代尼節について》

目 次	
白山市監査公表 第11号	
第1 請求の受付	1 請求人
	2 請求書の提出
	3 請求の内容
	4 請求の要件審査
第2 監査の実施	1 監査対象事項
	2 監査対象部局
	3 請求人の証拠の提出及び陳述
	4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取
第3 監査の結果	
第4 理 由	1 事実関係の確認
	2 請求人の主張と白山市教育委員会事務協の説明
	3 監査委員の判断
	4 結 論

第1 請求の受付

1 請求人

1名（氏名は省略）

2 請求書の提出

平成18年10月18日（補正の提出日：平成18年11月6日）

3 請求の内容

請求人提出の白山市職員措置請求書（資料）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

（1）主張事実（要旨）

① 請求の対象とする職員

白山市長 角 光 雄

② 財務会計上の行為

- ・ 千代尼像の移設等に係る1,311,732円の公金支出の行為
- ・ 千代尼節の民謡踊り披露等に伴う50,000円（以上）の公金支出の行為

③ 違法・不当とする理由

千代女の里俳句館に移設された「千代尼像（ブロンズ製立像）」は、尼僧衣に身を包み左手に念珠を握り右手に短冊を持った尼僧の姿であり、また「千代尼節」の民謡踊りにしても同様、「尼」とは仏門に入った女性のことであり、「千代尼」は、仏教（浄土真宗）の尼僧をしていたことから、市民にこの特定の宗教を助長、援助、促進又は信仰の自由を圧迫乃至強制するものであり、政教分離の原則を定めた憲法第20条及び第89条に違反するとの主張である。

（2）措置要求

白山市長に、本件の違法な千代尼像の千代女の里俳句館からの撤去及びこの像の移設に要した公金支出の1,311,732円の損害賠償を求めるとしている。

また、千代尼節に関しては、同俳句館内の千代尼節コーナーの設置の中止を求めるとともに開館に際して、この舞踊披露に要した公金支出又は支出予定の50,000円（以上）の損害賠償を求めるとしている。

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要

件を具備しているものと認めた。

請求書受付：平成18年10月18日付

要件審査：平成18年10月19日付（形式的）

補正の指示：平成18年10月23日付（期日：平成18年10月27日まで）

要件審査：平成18年10月25日付（形式的・実質的）

補正の提出：平成18年11月6日付、翌日7日付で要件再審査

請求書受理：平成18年11月7日付、 受理通知：11月8日付

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 千代尼（女）像の移設及び千代尼節コーナー設置等に係る財務会計上の行為の事実関係
- (2) 千代尼像の移設及び千代尼節コーナー設置等の事実確認
- (3) 千代尼像及び千代尼節の内容の違法性の事実判断
- (4) 損害賠償措置の必要性の判断

2 監査対象部局

白山市教育委員会事務局（文化課・千代女の里俳句館）

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 事実証明書の提出

平成18年10月18日付で、提出の請求書に添付して提出。

平成18年11月6日付で、提出の補正請求書に補足して提出。

陳述の日（平成18年11月22日）に、補足して提出。

(証明書の概要)

- ・ 本件の千代尼像移転計画の北國新聞記事の写し

（平成18年7月18日付発刊）

- ・ 本件の千代尼節コーナー設置と同舞踊の披露の北國新聞記事の写し
(平成18年6月8日付発刊)
- ・ ディスカバー白山で、千代尼節の座敷踊り披露の北國新聞記事の写し
(平成18年10月15日付発刊)
- ・ 本件の千代尼像移転後の写真の写し
- ・ 本件の千代女の里俳句館の開館行事次第と千代尼節の舞踊の披露状況写真の写し
- ・ 本件の千代尼節の歌詞の写し
- ・ 本件の千代尼像移設関係の工事設計(見積)書及び当該工事に係る支出負担行為
伺伝票の写し
(白山市情報公開申請、平成18年7月20日付、総第一号受付で開示。)
- ・ 千代尼像移転設置差止申入書(平成18年7月20日付)の写し
- ・ 新明解国語辞典の「あま：尼」の言葉の意味の写し
- ・ 千代女の里俳句館開館でのアトラクション座敷踊り千代尼節の謝金の支払証明書の
写し
(白山市情報公開申請、平成18年11月6日付、総第一号受付で開示。)

(2) 陳述

陳述の機会は、平成18年11月22日(水)午後2時から白山市役所の監査委員室で行った。

この陳述では、請求書の要旨と同様の内容であり、像は、千代尼でなく若い頃の千代女であればイメージがよくてよいとも述べられた。

また、補足する証拠として、千代女の里俳句館の開館でのアトラクション座敷踊り千代尼節の謝金(20,000円)の支払証明書写しの提出があった。

4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取

- (1) 請求事項に関する財務事務について、市の関係部局から関係資料の提出を求め、平成18年11月7日から29日にかけて審査を行った。
- (2) 平成18年11月22日午後2時20分から、本件請求事案の事業執行部署である市教育委員会事務局の職員から事情を聴取した。
その際、請求人も立ち会った。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

(主文内容)

監査の結果、違法性の事実は特に認められない。したがって、千代尼（女）像の移設及び千代尼節に関する請求人の主張については、措置の必要を認めないものと判断する。

以下、その理由について述べる。

第4 理由

1 事実関係の確認

(1) 千代尼（女）像（ブロンズ製立像）の移設に関しては、請求人の指摘のように、白山市立千代女の里俳句館には、この千代尼像が同館入口付近に設置（移設）されている。

また、同館に千代尼節コーナーが設置されるとの請求人の指摘だが、開館日から調査日（平成18年11月22日）の現在までそのコーナーは設置されていない。

(2) この千代尼像移設経費として、平成17年度一般会計予算には、千代女の里俳句館建設関係に含めて債務負担行為の予算措置がなされ、平成18年度白山市一般会計予算の10款5項2目文化振興費の工事請負費から松任駅周辺文化交流館（千代女の里俳句館）建設工事（屋外付帯工事）（一部は国庫補助対象事業）として25,620,000円が支出されている。

このうち請求人が主張する本件千代尼像の移設関係分は、経費按分により、1,462,000円であること及びこの像の移設は、市単独事業であることを確認した。

また、千代尼節コーナーについては、同館にその設置がないので、当然この関係の公金支出はないことを確認した。

なお、座敷踊り千代尼節の舞踊披露については、同館の開館記念のアトラクションとして行われたものであり、市から当該舞踊に係る謝金として、文化振興費の報償費から20,000円が支出されている。

(3) 請求人が本件請求の補正提出に追加提示した10月14日の「ディスカバー白

山2006」(会費制の著名人との食談議)における松任会場で、座敷踊り千代尼節の披露は、白山市観光物産協会の主催イベントの中で行われたものである。

- (4) 本件の千代尼像は、白山市教育財産として、千代女の里俳句館とともに白山市教育委員会の所管に属する。

2 請求人の主張と白山市教育委員会事務局の説明

- (1) 請求人の主張は、当該請求の要旨のとおり、政教分離の原則を定めた憲法に違反する千代尼像の撤去及び千代尼節コーナーの設置中止とこの像の移設並びに千代尼節の舞踊披露関係に要した公金支出の損害賠償を求めるものである。
- (2) 白山市教育委員会事務局の説明は、千代尼像は、白山市立千代女の里俳句館の開館にあたり、そのシンボルとして松任に生まれた女流俳人加賀の千代女(尼)の顕彰とイメージ効果に相応しいことから、おかりや公園から移設したとしている。

また、同館には、現在のところ千代尼節コーナーの設置予定はないとしている。

なお、千代尼節に関しては、郷土の民謡で、その歌詞に千代女(尼)の俳句や郷土の名産などが詠われていることから、この俳句館開館のアトラクションとして、千代女にちなんだ座敷踊り千代尼節を披露したとしている。

よって、本件請求事項に関しては、特定の宗教を強要するなど信教の自由を拘束するようなものではなく、全く違法性がないとしている。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、市教育委員会事務局の説明等を総合して、以下、判断について述べる。

- (1) 本件の千代尼像の移設関係については、財務会計上の契約・経理事務の執行に関して、特に指摘する事項は無く、おおむね適正に執行されていると認めた。
- (2) 憲法の政教分離の原則について

政教分離の判断基準については、既に数次の最高裁判所判決により判断されているところである。

その判旨とするところは、

「憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国(地方公共団体を含む。以下同じ。)及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもってすべての

行為を指すものではなく、そのかかわり合いが、わが国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうと解すべきである。そして、ある行為が宗教的活動に該当するかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面にのみとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」

「憲法第89条が禁止している公金支出行為等も前記の政教分離原則の意義に照らし、国と宗教とのかかわり合いが前記の相当とされる限度を超えるものをいうと解すべきであり、前記と同様の基準によって判断しなければならない。」

(昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか)

- (3) 加賀の千代(1703年～1775年)は、江戸時代に郷土(白山市:旧松任町)が輩出した著名な女流俳人であることは、周知の事実であります。

千代は、幼い頃から俳句を嗜み、剃髪して尼となった(1754年、千代52歳)後も俳壇において、めざましい活躍(1763年:朝鮮使節来朝の使節への贈り物として、千代尼の俳諧一句ずつをしたためた掛け物6幅と扇子15本を時の幕府に上納した。1764年:「千代尼句集」(上下2冊・546句)が発刊された。)を見せ、その後、さらに女流俳人としての名声が高まり、民衆のヒーローとして長く伝えられてきました。

俳壇における加賀の千代女(尼)といわれるその俳号は、若い時代には、「ちよ・千代・千代女」から晩年に仏門に入ったときから「千代尼・尼千代・素園など」と俳号が変わったものである。

- (4) 本件の千代尼像は、この像の説明書きにもあるように、昭和45年5月に「加賀の千代顕彰会」が俳壇での「加賀の千代」の活躍を後世に伝承すべくおかりや公園の地に建立されたものである。

この千代尼像は、今年10月1日に建設・開館された「千代女の里俳句館」に

最も相応しいとして、この像を同会館に移設されたもので、この像は、頭巾をかぶり手に短冊を持った女流俳人らしい俳句を詠む姿を表現しており、俳壇における彼女の活躍ぶりを表しているもので、この「千代尼像」及び「千代尼」又は「尼」をして、特定の宗教を強制するものではないと思料する。

- (5) 本件他方の「千代尼節」（「千代節」ともいう。）については、古くから郷土（白山市：旧松任町）に伝承されている民謡及び座敷踊りの名称（題名）であり、その歌詞の内容からして、千代女（尼）が詠んだ著名な俳句と郷土の名産品などが詠われており、この座敷踊りの振付からしても宗教的要素を内容とするものではなく、この俳句館開館にあたり、千代女にちなんだ「座敷踊り千代尼節」を披露したものであり、前記同様と判断する。
- (6) また、「千代女の里俳句館」は、江戸時代に郷土が輩出した著名な女流俳人加賀の千代女（尼）の生涯における活躍の足跡を掲示し、その顕彰と俳句を通じた文化の伝承に加え、新しい文化の創造と交流が大きく期待されるものである。
- (7) よって、本件の「千代尼像」の移設及び「千代尼節」関係については、政教分離原則の判断基準からしても、特定の宗教を助長、援助、促進又は信教の自由を圧迫乃至強制を与えるものとは、認められないと思料する。
- (8) 千代尼像の撤去及び公金支出の損害賠償の請求については、前記（7）に記載のとおり、違法性が認められないので、その措置の必要を認めない。

4 結 論

以上のことから、本件請求については、措置の必要を認めないものと判断する。